［イ～ハ　略］

ニ　組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1)　爆発物取締罰則第三条に規定する罪

(2)　刑法第百七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二又は第二百三十六条に規定する罪

(3)　労働基準法第百十七条に規定する罪

(4)　職業安定法第六十三条に規定する罪

(5)　児童福祉法第六十条第一項に規定する罪

(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪

(7)　大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

(8)　競馬法第三十条第三号に規定する罪

(9)　自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪

(10)　小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪

(11)　モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪

(12)　覚せい剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第一項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪

(13)　旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪

(14)　出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

(16)　武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪

(17)　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪

(18)　売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一条第二項、第十二条又は第十三条に規定する罪

(19)　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

［イ～ハ　同上］

ニ　組織的犯罪処罰法第六条、第七条又は第九条から第十一条までに規定する罪

［号の細分を加える。］